

名古屋外語・ホテル・ブライダル専門学校 学 則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この専修学校は名古屋外語・ホテル・ブライダル専門学校（以下「本校」という。）という。

(位 置)

第 2 条 本校は、名古屋市千種区今池五丁目 2 4 番 4 号に置く。

(目 的)

第 3 条 本校は、教育基本法の本質に則り、学校教育法に従い、語学及びビジネス実務における専門教育を行い、国際社会から喜ばれる知識技能と歓迎される人柄を兼ね備えた人材を育成し、社会に貢献することを目的とする。

第 2 章 課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限及び定員)

第 4 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	時 数	修業年限	入学定員	総 定 員	備 考
文化教養 専門課程	英 語 本 科	昼	4 年	2 0 人	8 0 人	
	英 語 科	昼	2 年	3 0 人	6 0 人	
	国際エアライン科	昼	2 年	4 0 人	8 0 人	
商業実務 専門課程	国際ホテル科	昼	2 年	4 0 人	8 0 人	
	ブライダル科	昼	2 年	4 0 人	8 0 人	総定員：R6 年 120 人、R7 年 80 人
計				1 7 0 人	3 8 0 人	

(学年・学期)

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

2. 学期は次のとおりとする。

前 期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後 期 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第 6 条 休業日は次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認める場合には休業日を変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 土曜日・日曜日

(3) 夏期 7 月 2 1 日から 8 月 3 1 日まで

(4) 冬期 1 2 月 2 5 日から 1 月 1 0 日まで

(5) 学年末 3 月 2 5 日から 3 月 3 1 日まで

第 3 章 教育課程、授業日数及び教職員組織

(教育課程及び授業日時数)

第 7 条 教育課程及び授業日時数は別表のとおりとする。

(始業及び終業時刻)

第 8 条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

9時30分から16時40分まで

(教職員組織)

第 9 条 本校には、次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1名
- (2) 教 員 13名以上
- (3) 事務職員 2名以上
- (4) 校 医 1名

2. 校長は、校務を掌り所属教職員を監督する。

第 4 章 入学・休学・復学及び退学

(入学資格)

第10条 本校に入学することができる者は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学時期)

第11条 本校への入学は年1回とし、その時期は4月1日とする。

(入学手続)

第12条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書と諸証明書類等に必要事項を記載して、第20条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金、1年次前期授業料等、誓約書、その他本校が指定した書類を添えて手続をとらなければならない。

(転入学・編入学)

第13条 本校以外から英語科、国際エアライン科、ブライダル科、国際ホテル科への転入学は、原則認めない。ただし、英語本科への編入学については、選考のうえ、校長が相当年次に編入学を許可する場合がある。

2. 前項の編入学時期は、学年始めとする。なお、詳細については別に定める。

(休学及び復学)

第14条 校長は疾病その他やむを得ない理由により引き続き40日以上欠席を要すると認められる者が、所定の用紙にその理由を付して本人および保護者又は保証人連署の上休学を願い出た場合には、1年以内に限り休学を許可することができる。

2. 校長は教育上必要と認めた場合は、1年以内に限り休学を命ずることができる。

3. 前2項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、所定の用紙にその理由を付して本人および保護者又は保証人連署の上願い出て、校長の許可を受けなければならない。

第 5 章 教育課程の修了の認定

(学習の評価)

第 16 条 学習の評価は、学期末における試験の成績、提出課題の評定、出席状況等を総合して決定する。ただし、平常の成績をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りではない。

2. 前項の定期試験のほか、必要があるときは、臨時に試験を行うことがある。

(試験の成績)

第 17 条 試験の成績は 100 点をもって満点とし、60 点以上を合格とする。

2. 合格点に達しない者があるときは、再試験を行うことがある。

(認定の基準)

第 18 条 教育課程の卒業又は修了は、所定の課程を修了した者について、平素の成績及び性行を斟酌して認める。

2. 英語本科の学生は、原則として、3 年次に提携外国大学において授業科目を履修するものとする。なお、この時に履修した期間は本校在学期間を含め、取得した単位については、1 年間につき 60 単位まで卒業の要件となる単位として認めるものとする。

3. 英語本科における提携外国大学の履修に必要な事項は別に定める。

(証書の授与)

第 19 条 校長は所定の全課程を修了したと認めた者には、次の卒業証書を授与する。

(1) 文化教養専門課程英語科本科を修了した者には、高度専門士（文化教養専門課程）の称号を授与し、別紙第 1 号様式の卒業証書を授与する。

(2) 文化教養専門課程英語科及び文化教養専門課程国際エアライン科を修了した者には、職業実践専門課程 専門士（文化教養専門課程）の称号を、商業実務専門課程国際ホテル科及び商業実務専門課程ブライダル科を修了した者には、職業実践専門課程 専門士（商業実務専門課程）の称号を授与し、別紙第 2 号様式の卒業証書を授与する。

(3) 上記に定める学科以外を修了した者には、別紙第 3 号様式の卒業証書を授与する。

2 校長は必要に応じて別紙第 4 号様式の修了証書を与えることがある。

第 6 章 入学金・授業料等

(入学金、授業料等)

第 20 条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜	入学検定料(円)	入学金(円)	授業料:年額(円)	施設費:年額(円)	備考
文化教養 専門課程	英語本科 (1・2・4年)	昼	20,000	200,000	850,000	200,000	
	英語本科 (3・4年提携大学)	昼	—	—	※	—	在籍料 (年額) 300,000 円
	英 語 科	昼	20,000	200,000	850,000	200,000	
	国際エアライン科	昼	20,000	200,000	850,000	200,000	
商業実務 専門課程	国際ホテル科	昼	20,000	200,000	900,000	200,000	
	ブライダル科	昼	20,000	200,000	900,000	200,000	

※提携大学授業料

提携大学留学時は在籍料および当該提携大学学費を納付

2. 授業料等は、各学期の始まるまでに納付するものとする。
3. 授業料等を期限内に納付しないときは、校長は遅滞なく期限を付して督促するものとする。
4. 校長は前項の督促をしてもなお納付しない者には、特別の事情のある場合を除きその者を出席停止又は除籍することができる。
5. 校長は特別の事情があると認められた者には、授業料等を減免することができる。
6. 前各項（第2項～第5項）に定めるもののほか、授業料等の納入に関し必要な事項は、別に定める。

（返 還）

第21条 既に納付した入学金・授業料等は返還しない。ただし、特別な事由がある場合はこの限りではない。

第 7 章 賞罰・その他

（ほう賞）

第22条 校長は他の模範となる者をほう賞することができる。

（懲 戒）

第23条 校長は本校の学則、その他本校の定める諸規則を遵守しない者に懲戒処分を行うことができる。

2. 懲戒処分の種類は別に定める。

（寄宿舎）

第24条 本校に寄宿舎を付置する。

2. 寄宿舎に関する事項は、校長が細則で定める。

（健康診断）

第25条 健康診断は毎年1回、別に定めるところにより実施する。

（聴 講）

第26条 本校の授業は聴講を行うことができる。

2. 聴講に関する規定は別に定める。

（附帯事業）

第27条 本校は、次の附帯授業を行う。

英会話にかかる短期特別講座

2. 特別講座に関する規定は別に定める。

（雑 則）

第28条 この学則の実施に関し必要な細則は校長が定める。

附 則

この学則は平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成5年4月1日から施行し、平成5年度生から適用する。

附 則

この学則は平成6年4月1日から施行する。ただし、第19条の授業料等については平成6

年度生から適用する。なお、平成6年3月31日現在在籍する者には、第19条の授業料等は従前のおりとする。

附 則

この学則は平成7年3月1日から施行する。(第18条、別紙第1号様式、別紙第2号様式、別紙第3号様式)

附 則

この学則は平成8年3月12日から施行する。(第18条)

附 則

この学則は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成10年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は平成10年度生から適用する。なお、平成10年3月31日現在在籍する者については、第7条の教育課程及び授業日時数は従前のおりとする。

附 則

この学則は平成11年3月8日から施行する。(第18条 証書の授与)

附 則

この学則は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成12年3月1日から施行する。(第18条 証書の授与)

附 則

この学則は平成13年3月1日から施行する。(別紙第1号様式)

附 則

この学則は平成14年3月1日から施行する。(第18条 証書の授与)

附 則

この学則は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成16年3月1日から施行する。(第18条 証書の授与)

附 則

この学則は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成18年3月1日から施行する。(第18条 証書の授与)

附 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は平成18年度生から適用し、平成18年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は平成20年度生から適用し、平成20年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は平成21年度生から適用し、平成21年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数、第19条の入学金、授業料等は平成22年度生から適用し、平成22年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成24年3月1日から施行する。（第18条 証書の授与）

附 則

この学則は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条の学科名、第7条の教育課程及び授業日時数、第19条の入学金、授業料等は平成25年度生から適用し、平成25年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成26年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は平成26年度生から適用し、平成26年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成28年3月1日から施行する。（第18条 証書の授与）

附 則

この学則は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成29年4月1日から施行する。ただし、第19条の入学金、授業料等は平成29年度生から適用し、平成29年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成30年3月1日から施行する。（第18条 証書の授与）

附 則

この学則は令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条の学科名、第7条の教育課程及び授業日時数、第19条の入学金、授業料等は令和2年度生から適用し、令和2年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は令和3年3月1日から施行する。（第19条 証書の授与）

附 則

この学則は令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は令和3年度生から適用し、令和3年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は令和4年4月1日から施行する。ただし、第20条の入学金、授業料等は令和4年度生から適用し、令和4年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は令和5年4月1日から施行する。（第18条 認定の基準）

附 則

この学則は令和6年3月1日から施行する。（第19条 証書の授与）